

No	ジャンル	質問	回答
1	在園児童	いつから施行されますか。	令和6年4月から施行されます。
2	在園児童	対象年齢は何歳からですか。	0歳児から5歳児の全年齢が対象となります。
3	在園児童	保育時間はどうなりますか。	短時間保育（8:30～16:30）での認定となります。
4	在園児童	妊娠出産要件で入所し、その後育児休業を取得する場合も対象となりますか。	育児休業（育児休業法に基づくもの）を取得する場合は、継続対象となります。
5	在園児童	育児休業要件で入所している児童（在園児）の保護者が、育児休業を取得している事業所を退職した場合はどうなりますか。	通常、月末での退園となりますが、その保護者が他の要件（求職活動、疾病、看護等）に該当する場合は、要件変更の上、継続して利用していただけます。
6	在園児童	両親ともに育児休業を取得する場合でも退園しないでいいですか。	問題ありません。 ただし、必ず届け出（就労証明書等の提出）を行ってください。
7	在園児童	育休要件で在園できる期間に制限はありますか。	制限は設けておりません。
8	在園児童 新規申請	育休要件で在園しておりますが、転園申請は可能ですか。	育児休業の要件での転園申請は認められません。ただし、3歳児以上であれば、育休要件での転園申請も可能です。
9	在園児童 新規申請	（令和6年4月以降）育児休業を取得しても継続在園できる状態ですが、退園を選択した場合、次の入所選考時に点数の加点はありますか。	加点の対象にはなりません。
10	新規申請	令和5年度以前に育児休業取得により退園となりました。再度申請を行う上で、点数の加点はありますか。	育児休業からの復職を前提に申請する場合は、加点の対象となります。
11	新規申請	育児休業を取得しており、年度内に復職しない場合、育児休業を要件とした新規申請は可能ですか。	0～2歳児の場合、育児休業を要件とした新規申請はできません。 3歳児以上であれば、育児休業を要件とした新規申請も可能ですが、点数を減じての調整となります。 ※疾病、看護、就学など他の保育要件（求職活動要件は除く）に該当する場合は申請可能です。
12	新規申請	育児休業を取得しており、年度内に復職を予定していますが、復職予定日より早い月から入所申請することは可能ですか。 （例：7月に復職予定で、4月入所を希望）	0～2歳児の場合、復職予定月からの入所となりますが、3歳児以上であれば、復職予定日より早い月から入所申請することができます。 （例：7月に復職予定、3歳児は4月入所、1歳児は7月入所を希望 → 申請可能）
13	新規申請	3歳児未満のきょうだい（2歳児と0歳児など）の入所調整の結果、上の子のみ入所承諾となり、下の子の都合で育児休業を延長する場合、育児休業要件で上の子のみ入所することは可能ですか。	0～2歳児の場合、育児休業からの復職を前提としての入所となりますので、復職しない場合は辞退していただくこととなります。